

宮城県情報系ネットワーク端末装置広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宮城県情報系ネットワーク端末装置広告掲載事業実施要綱(以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、情報系ネットワーク端末装置における広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(広告を掲載しない業種及び事業者)

第2条 次に掲げる業種及び事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業に該当するもの
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) エステティックサロン、美容整形など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のおっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (6) 結婚相談所、交際紹介業の業種
- (7) 探偵社、身元調査会社の業種
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている事業者
- (10) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定するいずれかに該当する事業者
- (11) その他本県の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

(掲載しない広告の内容)

第3条 次に掲げる内容の広告は掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのある広告
 - ア 法令により製造、販売、提供等をするものが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある広告
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、美化するもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのある広告
 - ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等

- を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの
 - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 選挙に関する広告
- 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性のある広告
- 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 宗教性のある広告
- 宗教団体の布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 社会問題についての意見広告
- ア 社会問題に関する主義主張を行うもの
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (8) 個人の氏名又は法人名の名刺広告
- 個人又は法人の名称、所在地、連絡先のための周知を目的とするもの及び年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
- ア 誇大な表現や根拠のない表示、誤解を招くような表現を含むもの
 - イ 虚偽の表示を含むもの
- (10) 人材募集の広告
- 職業安定法に規定する労働者の募集に係るもの
- (11) 責任の所在が不明確な広告
- 客観的に見て責任の所在が明らかでないもの
- (12) その他本県の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告
- ア 学校教育法に規定する教育内容に反するなど、学校教育活動に支障を来すおそれのあるもの
 - イ 喫煙を勧奨するもの
 - ウ 特定の業者に不利益を与えるもの
 - エ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するおそれのあるもの
 - オ 国、地方公共団体、その他の公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - カ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
 - キ 加重・多重債務を助長するもの又はそのおそれのあるもの
 - ク 投機、射幸心を著しくあおるもの
 - ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - コ 色彩又はデザインが著しくけばけばしく、情報系ネットワーク端末装置との調和を損なうおそれのあるもの
 - サ 品位を損なう表現のもの
 - シ 業種ごとに定めのある広告に関する関連法規等に照らし問題があるもの、その他各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現となっているもの

ス その他本県の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある内容及び表現を含むもの

(禁止表現)

第4条 広告の禁止表現については、次のとおりとする。

- (1) 閲覧者へ誤解を与えるおそれがあるもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (3) 実際には機能しないもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

附則

この基準は、平成22年11月1日から実施する。